



# 日 乗 連 ニ ュ ー ス

## ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.11.24

No. 2 8 - 1 4

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

### IFALPA Security Committee 参加報告:2004年11月1,2日 バンクバー、カナダ 最近の SECURITY に関する取り組み

#### ICAO AVSEC PANEL

##### ・ AIR CARGO に関して

CARGO について、Cargo 本体の Screening 方法および荷主が Cargo 便に搭乗する場合、一般の旅客便とは異なる場所での搭乗となるためにその Screening 方法について議論されている。特に Cargo の受託に関しては、取引を頻繁に行いかつ保安のしっかりしている業者からののみとするなど厳しい取り扱いとしていく。IFALPA は次回 PANEL 会議に文書を提出する。

##### ・ 危険品輸送に関して

ICAO では ANNEX18 に危険品に関する規定があるが、保安に係る危険品については ANNEX17 (航空保安) の中にも規定すべきとの考えが採択された。

##### ・ MANPADS (Man-Portable Air Defense weapon) に関する取り組み

911以降、民間航空にとってもっとも脅威であるMANPADは現在世界で50万発が出回っているといわれる。まずは法的にこれらの流通を管理することが重要で、現在 Wassenaar Arrangement が有効である。次に対策としては空港周辺の警備強化を行うことにより早期発見および発射の防止を図る。また、IFALPAではADO Committeeとともに航空機に装備するMANPAD迎撃システムについて今後も検討していく。現在はこのシステムはかなり高価であるのと地上が危険にさらされるためIATAでは受け入れていない。今後ともMANPAD問題についてはIATAとともに取り組んでいくことが確認された。

##### ・ ICAO ANNEX17の新項目案 (Inflight Security OFFICER、スカイマーシャル)

Proposal for new provision on armed law enforcement officers in Annex 17.(新規)

4.6.7 "Each Contracting State that decides to deploy armed law enforcement officers shall ensure that they are specially trained, taking into account the safety and security aspects on board an aircraft and deployed according to the threat assessment of the competent authority. The deployment of such personnel shall be kept strictly confidential." *At least the pilot in command should be informed of the number of LEO's and their positions. The Pilot in Command is the final authority on board when the aircraft is in flight, as stated in the Convention on offences and certain other acts committed on board aircraft.(Tokyo Convention 1963).*

IFALPAは本件に関してイタリック体の部分を意見として述べている。

#### ヨーロッパ

##### ・ Security of Aircraft in the Future European Environment (SAFE)

2004年2月1日から4年間で進められるプログラムで主に航空機側の保安に関するもの。その予



算は1,000,000,000 €と莫大なものである。2007年には米国調整し、米国とともに最終案が出される予定。

IFALPAもこのプログラムには積極的に関わっていくことが確認された。

## 今回のCOMMITTEEで特に検討された事項

### ・IFSO ( Inflight Security OFFICER ) の運用について

以下についてIFSOの運用時考慮されるべきである。

- 1 . IFALPAは以下の条件のもと民間航空機にIFSO配備の必要性を受け入れる。
- 2 . IFSOの雇用、訓練、資格の交付、配置、および予算の責任は国の機関が持つこと。
- 3 . IFSOの配備について、航行中の権限および責任について考慮した業界標準の協定を設定すべきで、その協定の検討については乗員の団体も関わるかその意見を考慮されるべき。
- 4 . 協定は、現行のスカイマーシャル制度で問題となっている、指揮、命令系統について考慮されなければならない。
- 5 . 飛行前ブリーフィングにIFSOも参加し、
  - ・ IFSOの人数
  - ・ IFSOのシート
  - ・ 乗員とIFSOの連絡方法
  - ・ 他の行政関係者およびSPなどの有無を確認する。
- 6 . 責任：IFSOの行動は国が責任をもつ。

さらに運用の細かい点については、GASAG ( Global Aviation Security Action Group ) で検討されおり、GASAGの最終案が、ICAO Annex17のAttachmentとなる。

### ・OFFENDING STATES / SECURITY DEFICIENCIES (Reports)

今年の総会で承認された新POLICYであるが現在は、NO LISTであるために議論を行った。イラク、アフガニスタンをDEFICIENT AREAに入れるようことが委員会内で確認された。今後は WAR AREAを自動的にLISTする事となった。

### ・New Large Aircraft (NLA)

**Double Door Systemに関するPolicyは現存の航空機を含めることとする。**

New Large Aircraft(NLA) should have a Phase-2 double-door security system. One toilet and a minimum of one cockpit crew rest facility area should be located forward of the rearmost door. The double-door system should not hinder emergency operation.

Any other crew rest facilities should be equipped with lockable doors.

DRAFT POLICY 2004

*Existing large aircraft should be modified with a double-door system.*

**DRAFT POLICY 1**

IFALPA Security Committee に続き IATA 主催の AVSEC WORLD が 11 月 3 日から 5 日まで同じ場所において開催されました。その報告は別途行います。